平成２３年（フ）第１２８７号
京都市北区大宮一ノ井町29―５、住民票上の住所京都市北区大宮南箱ノ井町２番地２
債務者　堤　加奈子
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９０号
京都市南区吉祥院九条町44番地６
債務者　乾　　譲（旧姓西田）
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３３号
京都市右京区西院西寿町11番地37
債務者　奈佐剛尚こと　奈佐　　隆
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８１号
京都市下京区花屋町通櫛笥東入裏片町188番地　ハーネスト花屋町202号
債務者　林　　正志（旧姓西口）
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９３号
京都市山科区四ノ宮柳山町６番地17
債務者　蓮尾　正樹（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９４号
京都市山科区四ノ宮柳山町６番地17
債務者　蓮尾　春美（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３５号
大阪府松原市岡３丁目３番４―207号
債務者　川﨑　　勝
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１３号
大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目４番60号
債務者　早川　仁志
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１４号
大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目４番60号
債務者　早川あずさ（旧姓藤元）
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２５５号
大阪府河内長野市あかしあ台１丁目９番２―105号、前住所大阪府河内長野市南貴望ケ丘28番16号
債務者　山田　早織
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８０号
堺市西区浜寺石津町中４丁21番10号
債務者　古川眞佐子
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９５号
堺市堺区今池町６丁６番15―604号
債務者　杉原　静江
１　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
福岡県うきは市浮羽町朝田277番地11
債務者　柴尾小夜子
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２９７号
福岡県久留米市津福本町1673番地３　県営津福団地200棟12号
債務者　中村　秀子
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２７号
北海道登別市若山町４丁目６番地10　若山アパートＢ―202、前住所北海道登別市若山町３丁目28番地１
債務者　小川　光子
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
北海道白老郡白老町字虎杖浜64番地41、前住所北海道白老郡白老町字虎杖浜14番地　虎杖浜団地Ａ棟204号
債務者　小黒ひろみ
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
新潟市南区戸石1081番地２　グリーンハイツ５号棟205号室
債務者　小川　泰土
１　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部